

飲酒運転防止・根絶について

田川高等学校

1 基本的方針

- (1) 非違行為根絶の意識を、常に自分のこととして捉え行動する。
- (2) 2の各項目を遵守する。

2 飲酒運転防止・根絶のために

(1) 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、原則として、飲酒前に1次会終了時での運転代行を予約し帰宅する。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

(2) 酒席に際して

1) 開会に先立ち実施（参加者集約時及受付時の名簿で確認）

- ・幹事・管理職等は自家用車で会場に来ている人について確認し、その人について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・酒席においては、お互い帰宅方法について確認し、運転代行での帰宅予定者については、予約の有無について確認する。

2) 酒席終了時実施

- ・幹事・管理職等は代行車への乗車を含めた安全な帰宅について、全員に呼びかける。

(3) 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。